

変動金利定期預金 [複利型]

一関信用金庫
令和5年4月1日現在

1. 商品名	・ 変動金利定期預金《複利型》
2. 販売対象	・ 個人の方に限ります
3. 期間	・ 定型方式 3年 ・ 預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1,000円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払戻します
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利 ・ 預入後6か月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から6か月ごとに当金庫が預入の際に提示する預入金額に応じた定期預金(指標定期預金)6か月ものを指標金利とした利率設定方式により適用利率を変更します ☆預入金額300万円未満指標定期預金……スーパー定期S型 ☆預入金額300万円以上指標定期預金……スーパー定期M型 ☆預入金額1,000万円以上指標定期預金…自由金利型定期預金 ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・ 満期日以後に一括して支払います ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6か月ごとの複利計算
7. 税金	・ 利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります
8. 手数料	—
9. 付加できる 特約事項	・ 自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乘せした利率) ・ 適格の方はマル優の取扱いができます
10. 中途解約時の 取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6か月ごとの複利計算した期限前解約利息とともに支払います
11. 金利情報の 入手方法	・ 金利は店頭備え付けのデジタルサイネージ・当金庫ホームページ金利のご案内をご覧くださいまたは窓口にお問い合わせください
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部署(9時～17時、電話:0191-23-6111)にお申し出ください 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所にお問い合わせください
13. その他参考 となる事項	・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・ 預金保険制度の付保対象預金です、定期預金や利息の付く普通預金などは1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円までとその利息が保護されます(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。詳しくは金融機関の窓口にお問い合わせください)

変動金利定期預金〔複利型〕の中途解約利率表（別表）

預入期間	適用利率
預入期間が6か月未満	解約日の 普通預金利率
預入期間が6か月以上 1年未満の場合	約定利率×40%
預入期間が1年以上 1年6か月未満の場合	約定利率×50%
預入期間が1年6か月以上 2年未満の場合	約定利率×60%
預入期間が2年以上 2年6か月未満の場合	約定利率×70%
預入期間が2年6か月以上 3年未満の場合	約定利率×90%

（注）小数点第4位以下切捨て